

石川県立こころの病院給食業務委託に係る企画提案の募集公告

次のとおり企画提案の募集を実施する。

令和7年12月26日

石川県知事 馳 浩

1 委託事業の概要

(1) 名称

石川県立こころの病院給食業務委託

(2) 委託事業の内容

石川県立こころの病院給食業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）で指定する内容

(3) 委託期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

2 参加資格要件

次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立をした者又は再生手続開始の申立をされた者に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立をした者又は更生手続開始の申立をされた者に該当しない者であること。
- (4) 石川県が賦課徴収する全ての税について、未納がないこと。
- (5) 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、令和7年度において競争入札参加資格を有すると認められた者であり、県内に本社、支社、営業所等を有する者であること。
- (6) 指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (7) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者
 - イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供給するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

- (8) 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 15 条の 3、医療法施行令（昭和 23 年政令第 326 号）第 4 条の 7 第 3 号及び医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 9 条の 10 に定められている基準に適合している者又は一般財団法人医療関連サービス振興会が定める患者給食の認定を取得している者であること。
- (9) 医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院であって、病床数が 200 以上のもので給食業務を 2 年以上継続して自ら実施した実績を有する者であること。

3 仕様書等の交付場所等

(1) 交付場所

〒929-1293 かほく市内高松ヤ 36
石川県立こころの病院事務局総務課

(2) 交付方法

(1) の交付場所において書面により交付

(3) 交付期間

令和 7 年 12 月 26 日（金）から令和 8 年 1 月 23 日（金）まで（石川県の休日を定める条例（平成元年石川県条例第 16 号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで

4 企画提案書の提出場所等

(1) 提出場所

3 (1) の交付場所に同じ

(2) 提出期限

令和 8 年 1 月 23 日（金）午後 5 時

(3) 提出方法

持参（県の休日を除く。）又は郵送（提出期限内に必着とする。）により提出すること。

5 審査方法

2 の参加資格等を満たすと認めた者の提出した企画提案について、書面審査等を実施し、委託候補者を選定する。

6 その他

- (1) 提出された書類の作成及び提出に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、提出期限後は返却しない。
- (3) 提出された書類は、選定作業のため必要最小限の範囲内で複写することがある。
- (4) 提出された書類の機密保持には、十分配慮する。